

認知症対応型共同生活介護事業所<エルピスホーム>調査報告

訪問調査日	平成19年9月3日
調査実施の時間	開始 13時30分 ~ 終了 16時00分
調査事項	[運営方針等] 書類調査、職員へのインタビュー
	[技術的事業評価] 書類調査、職員へのインタビュー、利用者へのインタビュー
	[照度調査]
	[建築主体、設備等現地確認]

調査概要

グループホーム名： エルピスホーム

講評

調査を実施している中で、職員とのインタビュー時に逆に事業所の職員から対応方法のアドバイスを求められたり、アドバイスに対して現状での対応の可否を判断し「本日から取り組みたい」とのコメントがあるなど、職員の職務に対するモチベーションは非常に高く、良好である、当該事業所は特別養護老人ホームに隣接しているのだから、特別養護老人ホームにおけるノウハウ（ケースの蓄積）を有効に活用すべきと思われます。

事業所が抱える大きな問題点として、利用者の身体レベルの低下による転倒が頻発しているとのことであり、転倒に対する配慮が必要な状況であるが抜本的な対策がなされていない状況がありますが、転倒した時のダメージを軽減することも重要ですが、転倒予防（転ばないこと）の対策を講じることがもっとも重要なことです。転倒予防の対策を講じるためには、個人ごとに身体状況が異なることから、転倒のリスクを個人ごとに定義（評価）し個別の対応を行なうことが確実かつ容易な方法であると思われます。設備、マンパワー、利用者の身体状況に応じた学習（訓練）等総合的な対応が望まれます。

畳コーナーの利用があまり行なわれずスペース効率が低下しているように思われます。畳コーナーはスペースもあり、横になれるので筋力保持の運動やレクリエーション等に活用できるのではないかと思います。空きスペース分の費用も利用者負担分に含まれていると想定すれば、スペースを有効に利用することは、利用者への利益還元になります。

グループホームは共同生活の場であり、共同生活の意味合い（メリット）を生かすためには、個別のアプローチを基にユニット全体をアレンジする必要があります。この際、個別のアプローチが不足していたり、アレンジする能力が不足していると全体としてまとまりのない印象を受けてしまいます。アレンジする能力は職員個々の技量は当然一定以上あるはずなので、職員個々がオリジナリティのある発想とそれを実現する技法を確立し、そして事業所としてはバックアップ体制の整備を行なうことが必要になると思われます。

全体的にあきスペースの活用と足元灯等の安価で簡易であるが効果の大きい備品の有効利用の検討がなされるよう期待します。

現状ではトイレの表示を大きくしたり、カラーのビニールで位置を強調したり現場での工夫は進めており大変良い試みと思われませんが、トイレの足元に＜足の形のマーク＞をつけたり、トイレには＜便所＞と表示するのではなく＜便器の形のマーク＞をつける等、更に進んだ工夫がなされるよう期待します。

【環境原則】について

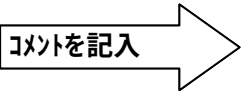
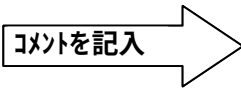
1 心地よい空間、2 プライバシーの確保、3 安らげる場、4 平穏な日常、5 わかりやすいこと、6 五感を大切に、7 使いやすいこと、8 ふれあいの大切さ、9 安全であること、10 やさしいデザイン、以上の環境原則をふまえて、「環境を変えると、ケアの質も変わる」という意識で環境改善に取り組んでください。

例えば、手づかみで食べることを単に禁止・否定されたら不安になります。しかし、直接手にとって食べることによって、熱い・硬い等を触覚で感じることで安心します。このようなことは家庭では実践できないことですが、グループホームにおいては可能であり、グループホームの存在意義はここにあるのではないかと思います。今後一層の事業所の質の向上を期待します。

[運営方針等] 書類調査、職員へのインタビュー

チェックポイント	内 容	チェック事項						
入所基準	通常は「少人数による共同生活に支障がない者」として「暴力行為」「自傷行為」がない者とされるが、特に事業所において重視する入所基準等があるか コメントを記入	広義で集団生活が可能な方であり、著しい迷惑行為がなければ問題ない 迷惑行為の中でも特に火の不始末のある方は集団生活にはなじめないと考えている 台所においては、IHであることから、タバコの不始末等が考えられるが、現在の利用者の中でタバコを吸われる方はいない						
選定	利用者の受け入れを決定する入所者判定において、現場職員の意見は反映されているか（職員と利用者との関係性や他利用者との関係性を築くうえでも重要な事項） コメントを記入	入所判定前の実地調査については、現場職員のうちの1名が行なっている 実際の入所者判定会にあたっては、現場職員も参加し合議に加わっている エルピスホームにおいては、申込が行われた方については、原則として入所を許可している						
	利用者又は家族が施設の見学を行ってから選定しているか（申込の段階では書類上であっても、選定にあたっては試行的に適応性を類推する必要はないか）	はい ☒	いいえ ☐	グループホーム側は利用希望者の生活領域（家、地域等）の現地確認等を行なっているか（利用者に対する理解と親しみ）			はい ☒	いいえ ☐
	利用者を選定する際に重視するポイント（重要と思われる順位を聞き取りして記入）	本人の意思（表情など）	家族の意向	緊急度	協調性	経済的問題	地域密着型の理念	その他
		1	2	4	3	6	5	なし
	（その他の内容） 特になし							

チェックポイント	内 容	チェック事項						
人物把握	個人ファイル等により人物把握の状況を確認 (第三者が見てもその人の人物像を推察できるか)	個人ファイル等で人物把握は十分になされているか (1～3の3段階評価)						
		病歴の確認	生活歴の確認	趣味の把握	職歴の確認	家族との関係	性格	入所理由
		3	3	3	3	3	3	3
	インタビューによりスタッフの理解度を確認	スタッフは人物を理解しているか (1～3の3段階評価)						
		病歴の確認	生活歴の確認	趣味の把握	職歴の確認	家族との関係	性格	入所理由
		3	3	3	3	3	3	3
	生活環境の改善や職員の関わりにより生活欲を喚起することによって、表面的な行動異常が緩和される場合もあるが、行動異常のある方について、その背景を理解するためにどのような手法を用いているか、独自の方法や個人ファイルの書式等があれば確認する コメントを記入	方法としては、口頭による状況報告、ケアプランへの反映で行なっているが、人物把握においては、職員間の共通認識が重要であると考えている 各利用者毎の日誌については、夜間は赤書き、昼間は黒書きで色分けしている(夜間は夜勤者1人での対応であるが、利用者が就寝している時間は、比較的介護の手間が減るので、その間を利用し夜間の記述を詳細に行なっているようである) 日誌等の書類関係については、決裁欄を確認すると全職員が呈覧しており、共通認識の思想は徹底しているようだ						
情報量と質	利用者を受け入れる人物把握のための個人ファイルを起点とし、その後の1日の生活の様子やケース会議等の議事録、長期・短期目標に対する評価や見直しの状況等の記録全般について、ケース記録を閲覧して評価を行う。 コメントを記入 実施方法等を記入	1日の記録は利用者の行動、体調、排泄、食欲等で詳細に記録されていた ケアプランにおいては、グループホームは生活の場であることから、目標設定については「穏やかな日常生活を送るために」に類似する内容が多数であり、また、容態が安定している方がほとんどなので、改善を図るための具体的な目標設定はしづらい状況にあると思われる。						
		ケース会議の開催頻度		ケース会議記録レベル	評価のスパン		評価内容のレベル	スタッフ間の引継
		(例) ○ヶ月に一回		随時 朝の朝礼時に行なっている	(例) ○ヶ月に一回		3ヶ月 必要に応じて1ヶ月毎に行なう方もいる	良好

チェックポイント	内 容	チェック事項
利用者の日常	利用者ごとに適切に一日の生活パターンが把握されているか日誌を閲覧して確認する コメントを記入 	適切に把握されている コメントの最後に今後の対処方針を策定して記載しており、行動を分析し対処方針として結論付けているのは評価される(対処方針についてはスタッフの合議で検討を進めている)
ケアの継続性と一貫性	利用当初はADL能力が高くて次第に低下していくような場合、その過程においても共同生活であるが、どの程度になると病院や施設への移行を検討するのか ターミナルケアの考え方は コメントを記入 	ターミナルケアについても事業所において行なう方針である ターミナルの方については、家族に意向を確認することになるが、終末期にあっても事業所側から病院への入院を勧奨したり、退去の勧告を行なったりすることはしない エルピスホームは系列に医療機関があることから医療的な対応は比較的容易と思われるが、利用者の状態に応じて、適切な医療処置が必要と思われる方については、病院や老人保健施設に行かれた方もいる、また全般的に衰えが見られる方について隣接する特養に入所した方もいる ただし、原則としてはレベル低下により医療行為の必要性が生じた場合でも、各ユニットに正看護師がいることから相当の対応は可能である ターミナルケアについては、職員は定期的に勉強会を行なっている 事業所として「見取りの指針」を策定しており、その内容については既に家族に説明済みである。
生活の要点	生活の場であるのだから、その人の人生、習慣、趣味等も継続していくべきであり、そのための職員の関わりや利用者との距離感が重要であるが、職員を交えてのレクリエーションや利用者が趣味で作成した絵画・書等の展示があるか事業所内の様子を観察する コメントを記入 	基本的には、要望があれば全て実現する方向でまず検討する ドライブや買い物については頻繁に行なっており、外食についても数ヶ月に1回行なっている 現在の状況としては、入所者の基本レベルが低下してきており、外出や外食の要望はあまりなくなっている状況である 外部のカルチャースクールに入校するような方はいないが、地域のイベントには希望者を募って見学に行ったり、隣接する特養のエルピスにいったレクリエーションに参加している

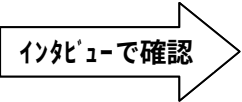
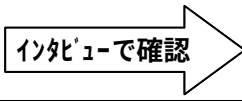
チェックポイント	内 容	チェック事項
健康状態の把握	健康状態の把握は適切に行なわれているか 定期健診の内容等をケース記録等から確認する コメントを記入	利用者全員が毎月病院に受診している また、3～4ヶ月に1回の割合で精密検査に近い方法での検査を行なっているが、内科の疾病のない方については6ヶ月に1回の割合で検査を実施している
	常時行なわれているバイタルチェックの内容と チェックのタイミング（例）朝夕2回と入浴時など）	バイタルチェックの内容 検温、血圧測定、脈のチェックを行なっているが、基本的には表情等を絶えず観察している バイタルチェックのタイミング 原則として朝1回実施しており、不穏な方についてはその後も継続して随時チェックを行なう 入浴時については、特に実施していない チェック結果は日誌に記載している
家族とのかわり	集団的にかかわり（家族会等）はどのような方法で行なっているか。（年間のイベントカレンダー等があれば確認する）（例）家族向け通信等 インタビューで確認	家族会は平成18年の6月に発足しており（地域密着型事業所となったことによる）、家族会主催の花見を実施している イベントについては2ヶ月に1回程度の頻度で実施しており、9月1日にはいも煮会を実施し、平成19年9月15日には敬老会を実施する予定である（エルピスホームは特養のエルピスと隣接しており、合同でイベントを実施しており、いも煮会はエルピスと合同で実施した 家族向けとして会報誌を2ヶ月に1回発行しているが、個人情報保護の観点から配布は家族のみである
	個別的にかかわりは、利用者に関する情報のヒアリングやケアプランの説明、状態変化による医療の必要性の判断となるが、どのような時に家族に連絡を取るか確認する インタビューで確認	利用者が落ち着かない等の理由では家族に連絡を取ることはない 入居時に家族に連絡を取ってかまわないか事前に確認をとっており、「元気な知らせ」としてTELをおこなうことはある

チェックポイント	内 容	チェック事項						
人間関係	利用者間の人間関係は良好か、他の人との関係性により信頼の確保や生活の広がり期待できる場合がある インタビューで確認	利用者間の相性があり、問題となる場合もあったが、状況が不穏になればスタッフが間に入るようにしている、男性の利用者は強制的であり穏やかなので、特にトラブルはない 現在は以前のようなトラブルが少なくなってきたが、利用者の加齢等による能力低下が影響していると思われる（身体的な衰え？意欲の低下？）						
日常生活要素（食事）	食事において、左記の各行為等について、利用者と職員が一緒に行なっている行為等について○を付ける 食事に関する一連の行為等は利用者の主体的意思に元づいて行なわれるべきであり、自立支援のためとして、食事作り自体が目的化（レクリエーションの代替）することがないようにする必要がある コメントを記入	食卓作り	献立の作成	食材等の買い物	調理	盛り付け	配膳	後片付け
		△	○	○	○	○	○	△
		食卓作りは主に職員が行っており、利用者はできる範囲で手伝い程度である、後片付けについても職員がメインで行い利用者は食器を拭く程度の事を行なっているが、利用者に対して義務的に作業を行なってもらうのは負担となるため、職員が行なうことを基本としている 生活リハビリの一貫として生活の継続性を確保するという意味で一概に目的化することが不適切とは思えない、個人個人の能力や意欲を勘案してケースバイケースで判断すべきであると思われる						
	本人の意志に配慮しているか	はい ☒	いいえ ☐	曜日や時間に規制があるか		はい ☐	いいえ ☒	
日常生活要素（入浴）	入浴介助の体制について、入浴介助が必要な方に対する体制はどうなっているか 入浴が自立している方についても声掛けや入浴前の体調確認、入浴後の水分補給等を行っているか コメントを記入	入浴介助は行なっている 現在の利用者で入浴が自立できる方は1～2名しかおらず、自立できる方についても事故防止のため職員が必ず見守りを行なっている 入浴が困難な方についても回転板等を使用して介助を行っているが、必要に応じて隣接する特養からリフトを借りて入浴介助を行なうこともある						
	楽しく入浴するための工夫は（浴室の間取り、設備等も確認する） インタビューで確認	浴室には浮世絵の写真を掲示し、音楽を流したり、浴槽におもちゃを浮かべたりしている 入浴時は利用者と入浴介助を行なう職員とのコミュニケーションの場であると認識しており、季節ごとに菖蒲湯や桃の葉湯などを実施している 年に1回日帰り温泉入浴の日を設けており、本年はバーデン温泉で実施した、利用者からの要望があれば利用者の体調等を勘案して実施しているが、利用者の能力低下と共に、日帰り温泉入浴の要望は減ってきており、多い人で年3回程度の実施にとどまっている						

チェックポイント	内 容	チェック事項
日常生活要素 (排泄)	自尊心の尊重のため個室となるが、コール設備やインターフォンが整備されているか確認する コメントを記入	コール設備は全室に整っており、利用されている トイレが頻回の利用者があり、トイレ介助を希望する場合の利用がメインである
	排泄は健康管理のバロメータとなるので、日誌等を閲覧し記録の内容等を確認する コメントを記入	日誌には排泄を行なった時間ごとに適切に記録されており、排泄にあたっては職員が必ずトイレ誘導を行なっていることから確実に記録は担保されている
日常生活要素 (掃除)	共用スペースの清掃は共同生活であることの認識を喚起することにより有効であることから、利用者也清掃作業に参加しているか、その時の様子はどうか確認する コメントを記入	利用者は個室の清掃と居室のモップがけ程度を行なっている 食事の一連の作業と同様に利用者にとって負担にならないように行なっている
日常生活要素 (洗濯)	洗濯機、乾燥機、物干し場等は利用者が使いやすいものになっているか、また、使い際のルール（別途、費用等）はどうなっているか確認する コメントを記入	洗濯物を干したり、たたんだりすることは利用者の私物であるので利用者に行なってもらう方もいる 食事の一連の作業や清掃と同様に利用者にとって負担にならないように行なっている
日常生活要素 (整容)	身だしなみへの配慮は（奇異な服装についても着脱衣の介助をすぐに行ってしまうのではなく注意を自尊心を傷つけないように喚起する） コメントを記入	服装については、利用者の前に衣服を持っていき、利用者と職員がコミュニケーションをとりながら利用者を選んでもらっている 髪を染めたり、化粧水をつけたりは職員が利用者に対して行なっている 化粧品会社の社員がボランティアで事業所を訪問し、整顔等を行っているが好評なので、今後、回数を増やしていく予定である

チェックポイント	内 容	チェック事項
日常生活要素 (コミュニケーション)	利用者間のコミュニケーションを進めるための支援はどのようなことを行なっているのか インタビューで確認	食事やお茶の時間、散歩など日常生活の中でコミュニケーションがとられている、利用者の大半は日中はホール(居室)で過ごしているため、職員が状況に応じて間に入りながらコミュニケーションを取っている
	外部とのコミュニケーションにおける社会性の維持 職員と利用者とのコミュニケーションで特に注意している点があるか 友人等の外部の者の訪問は可能か インタビューで確認	ボランティアの受け入れや買い物、外食、地域のイベントへの参加などが主な外部とのコミュニケーションであり、居宅の方の日常と大差ないものである 利用者と職員の関係は良好であり、今後も継続していきたい 外部からの訪問については、事故、トラブルを未然に防止するため、家族に確認後に許可しているが職員が利用者との関係性を把握している方については訪問を許可している
外出	日常生活に刺激と満足感を与えるための外出はどのようなことを行なっているか日誌等の閲覧等で確認(買い物、ドライブ、旅行、美容室等) コメントを記入	日帰り温泉入浴や事業所におけるイベント、隣接する特養への訪問などを行なっている 買い物やドライブは随時行なっている 理美容については、利用者からなじみのところで行ないたいとの要望があれば応じている、これまでは、なじみの美容師が事業所を訪問して行なっていた
権利擁護	利用者の人権に関する考え方(ポリシー)を確認する 成年後見制度等の活用は可能か インタビューで確認	利用者の人権に対する考え方は事業所の運営基準で規定のとおり 成年後見制度については、過去の利用者の中で1名あり

チェックポイント	内 容	チェック事項		
契約関係	利用者が長期の外泊や入院等の場合契約は継続しているか	はい ☒	いいえ ☐	
	契約書に定める以外に、どのような状況になると退所を勧告するか確認する インタビューで確認	契約書上においては、契約の継続は3ヶ月となっているが、過去に入院等を理由に退所を勧告したことはない		
リスクマネジメント	これまでの事故及びトラブルがあった事例について記録等、インタビューで確認する インタビューで確認	転倒による骨折があり、事故報告を須賀川市にも提出している 転倒骨折以外での大きなトラブルは徘徊癖がある利用者がエスケープしてしまい、職員が搜索したところ、牡丹園で発見されたことがあった 事故報告書を閲覧したところ、イスからずり落ちたなど些細な項目についても記録しており、報告書の最後に必ず解決策が記載されていたが、解決策については職員全員による合議で解決策を策定していた リスクマネジメントにあたっては、「見守りの強化」で対応している		
身体拘束	身体拘束禁止の対象となる具体的行為を行なったことはないか (ある場合) 危険回避のためのやむを得ない行為の場合とはどのような状態であったか インタビューで確認	身体拘束は行っていない 過去の事例としては、医療面での判断として、脱臼を繰り返す方がいて、月に3度も腕が脱臼する状況にあったのでミトンを着用して肩から腕にかけて拘束したことがあったが、内容としてはギプスによる固定に近いものであり、切迫性があり、一時的な措置であり、他の方法で代替が利かないことから同意を得るなど必要な手続きを経て実施したことがある 施錠について時間帯を限定して行なう場合があるが、監禁する意図で行なうものではない 現状では利用者のレベル低下により身体的に徘徊ができない状況になってきている		

チェックポイント	内 容	チェック事項
その他 (支援)	生活行為の中の個々の行為における見極め (できる、できない)と動機付け(やる気の喚起) を行なう際に特に注意している点は  インタビューで確認	職員に対する意識付けを徹底し、観察を強化し、適切なアセスメントを行なうことが必要であると思われる これらは「常に」行なわれることが必要であると認識している
その他 (環境設定)	日常生活においてはやりたい事だけを行なっている は成り立たない、本人の意思にそぐわなくても 必要性を納得させたり、やりたいと思わせることが 必要となるが主体性を支えるために特に注意している 点は  インタビューで確認	利用者が要望を伝えることができる状況を作り、 要望にはできるだけ応じたい

I 高齢者の身体特性に基づいた配慮 ◆ 運動機能	評 価	状 況 等	評価者のコメント
1 移動能力 (1) 杖の使用 (2) 車いすの使用	5 4 3 2 1	車いす利用の方で、個人所有の車いすを使用していたが、ずり落ちている状況であり、車いすの利用が適切なのだろうか	車いすの適合性のチェックを行ってから利用しないと危険でないか
2 身体寸法 (1) リーチ範囲 (1500mm以下) (2) スイッチ(900～1050) (3) コンセント (400前後)	5 4 3 2 1	トイレスイッチH=1,350mm、リビングスイッチH=1,100mmで一般的なものより高い	
3 転倒 (骨折の予防) (1) 滑りにくい床材・ソフト床材 (2) 連続手すりの設置 (3) ヒッププロテクター	5 4 3 2 1	入所者の転倒が多い 床の材質は固い	転倒予防の配慮が不足しており、それは転倒原因の理解が不足していることによる ヒッププロテクターの着用者はいない
4 筋力の低下 (上肢) (1) ドア取っ手の配慮 (2) 衣服等の工夫 (3) 自助具の導入	5 4 3 2 1	ラジオ体操等を行なっているが、ラジオ体操は高齢者の筋力維持向上のために作られたプログラムではないので改善には資さないのでは不適切といえないか	筋力向上のためのプログラムがないため、効果の評価ができない状況にある
5 筋力の低下 (下肢) (1) 勾配を緩やかに (2) 手すり設置 H=800mm	5 4 3 2 1		
6 敏捷性の低下	5 4 3 2 1		
7 持久力の低下 (1) 廊下等にベンチ等の設置	5 4 3 2 1	廊下のコーナーにソファを設置してあるが目的はその場所を好む利用者がいるため	ソファが設置してあるため手すりの連続性が途切れているが、手すり利用者はいないとのことである
8 その他	5 4 3 2 1		

Ⅰ 高齢者の身体特性に基づいた配慮 ◆ 感覚機能	評 価	状 況 等	評価者のコメント
1 視覚の衰え (1) 足元灯の設置 (2) 職員の立ち位置等	5 4 3 2 1	手すりと壁が同色であり分かりづらい 足元灯なし	転倒頻回 廊下の足元が暗い印象があり、暗さが転倒の一因となっていないか
2 色覚の衰え	5 4 3 2 1	デイルームは全体として暗い印象	
3 聴力の衰え (1) コミュニケーション手段の工夫	5 4 3 2 1		
4 臭覚の衰え (1) 自然換気・機械換気 全熱交換機	5 4 3 2 1	なし	
5 触覚・温・冷覚の衰え	5 4 3 2 1		
6 その他	5 4 3 2 1		
Ⅰ 高齢者の身体特性に基づいた配慮 ◆ 生理機能	評 価	状 況 等	評価者のコメント
1 排泄能力 (1) トイレ位置	5 ④ 3 2 1	便器汚しへの対応のため便器にテープを貼り付け	足のマークなどを便器前に貼り付けてみては
2 消化能力の低下	5 4 3 2 1		
3 睡眠 (1) 騒音発生源の隔離	5 4 3 2 1		
4 その他			

Ⅰ 高齢者の身体特性に基づいた配慮 ◆ 心理特性	評 価	状 況 等	評価者のコメント
1 過去への愛着 (1) 十分な収納スペース確保	5 4 3 2 1	従前に生活していた環境と著しく乖離していないか	生活スペースはきれいであるが工夫や遊びが少ない
2 新しい事象への適応障害	5 4 3 2 1	利用者の「楽しみ」があるか、確認したところ、要望がないとの回答であった	
3 嗜好の柔軟性低下	5 4 3 2 1		
4 感情のコントロール低下	5 4 3 2 1		
5 興味の対象が狭くなる	5 4 3 2 1		
6 忘れやすさ	5 4 3 2 1		
7 その他			
Ⅰ 高齢者の身体特性に基づいた配慮 ◆ 生活構造	評 価	状 況 等	評価者のコメント
1 住居(部屋)内の滞在時間が長くなる	5 4 3 2 1		
2 過去とのつながり重視 (1) 関連人物の訪問し易さ	5 4 3 2 1		
3 近隣交流が狭い (1) 外出のし易さ	5 4 3 2 1		

Ⅰ 高齢者の身体特性に基づいた配慮 ◆ その他	評 価	状 況 等	評価者のコメント
1 感染症対策 (1) 手指消毒器の配置	5 4 3 2 1		
2 色彩の心理的効果	5 4 3 2 1		
3 非常時の対応	5 4 3 2 1		
4 その他		調査日は9月3日であったが、居室のカレンダーは9月4日になっていた	
Ⅱ 居室ごとの配慮	評 価	状 況 等	評価者のコメント
1 キッチン	5 4 3 2 1	テーブルクロス (ビニール製) 端が垂れ下がっており、引っ張られると危険である	
2 トイレ	5 4 3 2 1	表示は文字で表示してあり、文字の大きさや色分けなど工夫が見られる	絵やマーキングによる表示のほうが分かりやすいのでは
3 居室	5 4 3 2 1	玄関の正面に部屋があり、玄関が開口していると外から丸見えの部屋がある	
4 浴室	5 4 3 2 1		
5 共同スペース	5 4 3 2 1		

III 評価・介入計画の立案	評 価	状 況 等	評価者のコメント
1 心身機能に関する評価実施	5 4 3 2 1	センター方式を使用している 包括方式で1ヶ月・3ヶ月スパンで実施	
2 問題点(課題)の抽出	5 4 3 2 1		生活の中でより良い方向 へ向かわせようとはしてい るが、ピンポイントでのプロ グラムを作成するための根 拠の判断がない
3 目標の設定	5 4 3 2 1		
4 介入プログラムの立案	5 4 3 2 1	グループ会議等で工夫しながら行なっ ている	
5 定期的な見直し	5 4 3 2 1		
6 その他		職員研修は良好に実施できている カンファレンスは充実している	8時30分から夜勤者からの 申し送りを受け朝礼を行 なっており、必要事項の連 絡は効率的に行なわれて いる

*評価欄に○の記入がないものについては、今回の調査では実施しなかったもの、評価のためのインタビュー等が完了しなかったため評価ができなかったもの

- 5 施設独自の対応策により、利用者に好影響を及ぼしている
4 施設独自の対応策が見られるが、利用者への影響は見られない
: 評価基準 3 より進んだ工夫を検討中である
2 最低限の配慮が見られるが、利用者の変化が見られない
1 対応策等が見受けられず、利用者に悪影響を及ぼす(している)